|  |
| --- |
| 感染症名  （別添３－１） |
| ・エボラ出血熱  ・クリミア・コンゴ出血熱  ・痘そう  ・南米出血熱  ・ペスト  ・マールブルグ病  ・ラッサ熱  ・急性灰白髄炎  ・ジフテリア  ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）  ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）  ・鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）  ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（を除く。）  ・百日咳  ・麻しん（はしか）  ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  ・風しん（三日はしか）  ・水痘（みずぼうそう）  ・咽頭結膜熱（プール熱）  ・結核  ・髄膜炎菌性髄膜炎  ・コレラ  ・細菌性赤痢  ・腸管出血性大腸菌感染症（O157）  ・腸チフス  ・パラチフス  ・流行性角結膜炎  ・急性出血性結膜炎その他の感染症（※）  ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （平成10年法律第114号）第６条第７項 から第９項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |

※その他の感染症（例　感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）

（別添３－２）

親族の範囲（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）

感染症の発生により企業実習が実施されなかったこと

（別添３－３）

の経緯書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | （　　歳） | | 申請番号 |  |
| 住　所 |  | | | |
| 訓練科名（番号） | |  | | |
| 企業実習先名 | | （施設名）  （住　所）  （連絡先） | | |
| 企業実習を実施しなかった経緯（感染症の名称（＊）も記入すること） | | （赤字：記載例）  感染症名：感染性胃腸炎  企業実習を実施しなかった経緯：老人ホーム○○センターの職員が感染性胃腸炎に感染したことにより、同センター内の職員、入居者に感染が拡大しないよう企業実習を実施しないことと判断したため。 | | |
| 上記感染症により企業実習を実施しなかった期間 | | 自　令和　　　年　　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間  至　令和　　　年　　　　月　　　日 | | |

＊学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に限ります。

　詳しくは裏面を御確認ください。

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和　　年　　　月　　　日

（訓練実施施設名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　（所　　在　　地）

　　　（訓練実施施設の長）

　　　（電話（担当者名））

○○公共職業安定所長　殿

（別添３－３裏）

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症一覧

○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱

○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア

○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

○中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

○鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）　○百日咳

○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

○風しん（三日はしか）　○水痘（みずぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）

○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ　○細菌性赤痢

○腸管出血性大腸菌感染症（O157）　○腸チフス　○パラチフス

○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （平成10年法律第114号）第６条第７項 から第９項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症